様式第3の4

事前調査結果報告書

年　　月　　日

都道府県知事
市　　長　殿

報告書　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

電話番号
メールアドレス

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</td><td colspan="3">〒　—</td></tr>
<tr><td>解体等工事の場所</td><td colspan="3">〒　—</td></tr>
<tr><td>解体等工事の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>解体等工事の概要</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">解体等工事の実施の期間</td><td rowspan="2">自　年　月　日
至　年　月　日</td><td>※整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>※受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>特定粉じん排出等作業の開始時期</td><td></td><td colspan="2" rowspan="4">※審査結果</td></tr>
<tr><td>建築物等の設置の工事に着手した年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物等の概要</td><td>建築物(耐火・準耐火・その他)
(木造・RC造・S造・その他)
延べ面積　　m^2
階数(地上　階、地下　階)</td></tr>
<tr><td>その他工作物</td></tr>
<tr><td>解体の作業の対象となる床面積の合計</td><td></td><td colspan="2" rowspan="3">※備　　考</td></tr>
<tr><td>解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計</td><td></td></tr>
<tr><td>事前調査を終了した年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table>

書面による調査及び目視による調査を行つた者	氏　　名	
	講習実施機関の名称	(一般・特定・一戸建て等・その他)
分析による調査を行つた箇所		
分析による調査を行つた者の氏名及び所属する機関又は法人の名称		

建　築　材　料　の　種　類	事前調査の結果			特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠
	石綿有	みなし	石綿無	①目視　②設計図書等(④を除く。) ③分析　④建築材料製造者による証明 ⑤建築材料の製造年月日
吹付け材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
保温材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
煙突断熱材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
屋根用折版断熱材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
仕上塗材	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
スレート波板	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
スレートボード	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
屋根用化粧スレート	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
けい酸カルシウム板第1種	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
押出成形セメント板	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
パルプセメント板	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
ビニル床タイル	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
窯業系サイディング	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
石膏ボード	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
ロックウール吸音天井板	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□
その他の材料	□	□	□	①□　②□　③□　④□　⑤□

備考　1　解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。

2　講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づ

く講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。

3　事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。

4　事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第3号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。

5　特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。

6　※印の欄には、記載しないこと。

7　報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。